

## 今週のトピック

○連載 <税務> 認定農業者制度の見直しと農地所有適格法人の税務

○協会ニュース：BCP 勉強会開催について／新・農業者フェア 出展団体募集のお知らせ

## 税務

### 認定農業者制度の見直しと農地所有適格法人の税務

森税務会計事務所 所長  
一般社団法人全国農業経営コンサルタント協会 会長  
税理士 森 剛一

認定農業者制度の見直しが行われ、複数市町村で農業を営む農業者の農業経営改善計画の認定は、2020年4月から営農区域に応じて都道府県又は国が一括で行うことになりました。また、制度の見直しに合わせ、農業経営改善計画の様式が改訂されました。

#### 「農用地及び農業生産施設」と「(別紙) 農業用機械等の取得計画」

農業経営改善計画の新様式「(3) 農用地及び農業生産施設」では、農用地や農業生産施設の所在する市町村名を記載します。この欄に市町村名が複数ある場合、市町村ではなく都道府県又は国が認定を行います。これらの市町村が同一都道府県であれば都道府県が、複数都道府県にまたがる場合は国が認定を行います。

「(3) 農用地及び農業生産施設」には、農業経営上重要と考えられる農用地や農業生産施設を記載します。実務上は、「イ 農業用生産施設」に畜舎や温室などの施設(建物、建物附属設備、構築物、器具備品のビニールハウス)を記載し、「(別紙) 生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画」に農業用の機械装置、ビニールハウスを除く器具備品、ソフトウェアなどを記載すると良いでしょう。

イ 農業用生産施設						
種 別	所在地		規 模			
	都道府県名	市町村名	現 状		目 標 (R**年)	
			棟	m <sup>2</sup>	棟	m <sup>2</sup>
パイプハウス	宮城県	仙台市	1	500	1	500

(仙台市ホームページより)

#### 農業経営基盤強化準備金制度と「(別紙) 農業用機械等の取得計画」

農業経営基盤強化準備金制度では、青色申告をする認定農業者の農地所有適格法人が、農業経営基盤強化準備金(準備金)として積

み立てた金額を損金に算入します。準備金の積立では、農業経営改善計画(計画)に記載された農用地又は特定農業機械等(農業用固定資産)の取得のために行い、計画に記載された農業用固定資産の取得等をして農業の用に供した場合、準備金を取り崩してその農業用固定資産を圧縮記帳できます。

計画に記載された農業用固定資産(中古、所有権移転リースによるものを除く)を取得した場合、取得価額相当額の準備金が益金に算入(強制取崩)されますが、一方で農業用固定資産を圧縮記帳すれば損金に算入できます。これに対して、計画に記載のない農業用固定資産(器具備品、ソフトウェアを除く)を取得した場合、圧縮記帳できないため、取得価額相当額の準備金が益金に算入(強制取崩)されて課税されます。

このため、取得予定の農業用固定資産について計画に記載がない場合、計画の変更申請をして記載のうえ圧縮記帳する必要があります。この場合、新様式では「(別紙) 生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画」を差し替えます。

#### (別紙) 生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画

農業用機械等の名称	数量
トラクター (60ps)	1
側条施肥機	1
直播アタッチメント	1
トラック (4トン車)	1

(仙台市ホームページより)

#### 農業経営改善計画に定める所得目標

農業経営改善計画の認定を受けるうえでは、「計画に定める所得目標」が、各関係市町村が定める基本構想における所得目標を達成したものである必要があります。認定農業者制度の見直しに合わせ、農業経営改善計画の所得水準の算出方法が明確化されました。

## 農業経営改善計画の所得水準の算出方法（法人の場合）

○ 具体的な計算式は、以下のとおり。

$$\text{主たる従事者の1人当たりの所得目標} = \frac{\left[ \begin{array}{l} \text{税引前当期純利益} \\ (\text{※準備金繰入額} - \text{準備金戻入額を加える。}) + \text{法人の役員報酬} \end{array} \right] \times \frac{\text{農業・関連事業等の売上高}}{\text{総売上高}}}{\text{農業・関連事業等に従事する役員の数}}$$

※準備金とは、農業経営基盤強化準備金をいいます。

（農林水産省資料より）

この場合の「主たる従事者の1人当たりの所得目標」は、税引前当期利益に役員報酬を加算した金額を所得とし、役員の数で除した金額が基本となります。ただし、準備金を損金経理によって積み立てた場合は、「農業経営基盤強化準備金繰入額」を加算、「農業経営基盤強化準備金戻入額」を減算して所得を計算します。なお、準備金を剰余金処分によって積み立てた場合は、所得の金額を調整する必要はありません。

農業・関連事業等に従事する役員は、取締役や理事など業務執行役員となります。農業法人が基本構想における年間所得目標をクリアするため、業務執行役員の人数を絞り込む対応が必要になることがあります。

### 議決権要件の特例・役員要件の特例と農業経営改善計画の記載

農地所有適格法人の「議決権要件の特例」（農業経

営基盤強化促進法第14条第1項）を活用するには、子会社の農業経営改善計画に農地所有適格法人の親法人からの出資事項を記載します。加えて「役員要件の特例」（同法第14条第2項）を活用するには、親法人の役員の子会社の役員との兼務を記載します。

役員要件の特例を活用すれば、認定農業者の農地所有適格法人の100%子会社の株式会社を農地所有適格法人にできます。一方、親法人の資産を100%子会社に無償譲渡（寄附）してもグループ法人税制により子会社の資産受贈益が益金不算入となり、課税されません。このため、補助対象財産も無償譲渡で補助条件を承継すれば国庫納付（補助金返還）なしに子会社に引き継げます。

たとえば、農地所有適格法人の農事組合法人が全額出資で子会社を設立して農業経営の一部を移管する場合、子会社の農業経営改善計画に次のように記載します。

### ⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置

措置：農事組合法人〇〇から出資額1,000万円、出資比率100%、出資者経営農地所在及び認定〇〇市  
兼務役員：〇野 〇一 親法人農業従事日数150日、当社農業従事日数30日  
×田 ×夫 親法人農業従事日数150日、当社農業従事日数30日

## 法人協会ニュース

### ◆台風シーズンを前に災害対策を研究しませんか？（BCP勉強会開催について）

山田会長が講師を務めるBCP勉強会を、オンライン（ZOOM）で開催します。※参加費無料、内容は全回同じ。

#### ○開催日時

第3回 9月11日（金）18:00～19:30

第4回 9月25日（金）18:00～19:30

※第3回は次世代農業サミット参加メンバーにも案内

#### ○参加方法

Google フォームより申込（締切：開催回の3営業日前）<https://forms.gle/Dky2nNThnzxtGcUBA>



います。「農業に興味がある」「農業を仕事にしたい」という、たくさんの方々とお話しできる機会です。ぜひご検討ください。



### ▼「新・農業人フェア」HP

<https://www.shin-nogyojin-yumex.com/>

●ご出展についてのお問合せは「新・農業人フェア出展申込受付センター」まで

MAIL: [fair@shin-nogyoujin.com](mailto:fair@shin-nogyoujin.com)

TEL: 050-3186-4649

本紙に関するお問合せは下記までご連絡ください。

## アグリビジネス経営塾 第865号

令和2年9月3日発行

発行：公益社団法人日本農業法人協会

HP: <http://www.hojin.or.jp>

TEL: 03-6268-9500

FAX: 03-3237-6811

e-mail: [juku@hojin.or.jp](mailto:juku@hojin.or.jp)

©日本農業法人協会 2020

本紙記事の無断転載を禁止します。



### ◆新・農業人フェア 出展団体募集のお知らせ

9/27（日）農業EXPO（東京）、10/17（土）就職・転職LIVE（東京）への出展団体を募集しています。7～8月の過去2開催で計1,000名近くが来場して